

よくある質問

目次

1	補助金全体の共通事項	1,2,3
2	窓・ドアの断熱改修	4
3	LED照明器具の設置	4
4	高効率給湯機等の設置	5
5	太陽光発電・定置型蓄電設備の設置（2つの区分の共通事項）	6

1 補助金全体の共通事項

質 問	回 答
<p>Q. 中古住宅を購入して改修する場合は、補助対象になりますか？</p>	<p>A. 改修した購入住宅に居住する(実績報告時点で購入住宅に住民登録を移している)場合は、補助対象になります。</p>
<p>Q. 「借家」の場合、入居者のために貸主が改修する工事は補助対象になりますか？</p>	<p>A. 補助対象になりません。 個人の申請者が、「自らが居住するための市内の既存住宅」で行う工事が補助対象です。</p>
<p>Q. 入居者が借家を改修する場合は、補助対象になりますか？</p>	<p>A. 補助対象になります。 ただし入居者による改修には、貸主の許可が必要となりますので、申請書にある所有者の承諾欄に貸主の情報を記入し、提出して下さい。</p>
<p>Q. 既存住宅の増改築は補助対象になりますか？</p>	<p>A. 補助対象になります。 施工前後で整合が取れる、明瞭な設置図面と写真を提出してください。</p>
<p>Q. 市外事業者が施工する場合は、全て補助対象外ですか？</p>	<p>A. 申請者が契約する事業者(見積書、領収書等を発行する事業者)が市内に事業所を有していれば、補助対象です。 施工する下請業者の所在地が、松本市外であっても問題ありません。 ただし、契約する事業者の所在地が松本市外(市内に事業所を有さない)場合は、補助対象外です。</p>
<p>Q. 国や県などの他の補助金等(ポイント付与制度含む)と併用できますか？</p>	<p>A. 併用できます。ただし、松本市(本市)の補助金とは併用できません。</p>
<p>Q. 住宅所有者が、申請者以外に2人以上います。申請書の承諾欄は、どのように記入すればよいですか？</p>	<p>A. 承諾欄はその枠につき1人分になります。様式の変更等はせず、申請書を人数分コピーし、承諾欄に記載してください。 (登載証明書の内容に基づいて記入すること)</p>

質 問	回 答
<p>Q. 住宅を複数所有していますが、それぞれの住宅の改修に補助制度を利用できますか？</p>	<p>A. 利用できません。 申請者の住民登録のある住宅に限り、補助対象になります。</p>
<p>Q. 登載証明書を取得したのですが、住宅所有者が亡くなっている者の名前で出てきました。(1人分)この場合補助対象になりますか？</p>	<p>A. 補助対象になりません。 所有者が存命でない場合、その住宅の所有者が法的に定められていないため、補助金のお支払いができません。所有者の確認ができない場合は、所有者移転(相続など)の登記をしてから申請してください。この場合、登載証明書の代わりに登記簿謄本の提出になります。</p>
<p>Q. 母屋と離れそれぞれに施工する場合、別々に申請することはできますか？(母屋で1申請、離れでもう1申請する)</p>	<p>A. 別々には申請できません。 キッチン・風呂・トイレを有さない建物(離れ等)は、「住宅」と見なしません。母屋と離れ等を併せて「1軒の住宅」と見なし、1申請の扱いとします。</p>
<p>Q. 事業所に施工するものは、補助対象になりますか？</p>	<p>A. 補助対象になりません。 この制度は、個人の既存住宅における温暖化対策設備の導入促進を目的としています。</p>
<p>Q. 店舗・事務所等との併用住宅に機器を設置する場合も補助対象になりますか？</p>	<p>A. 住宅部分にかかる箇所に限り補助対象です。その場合は、写真や配管図面などを提出いただき、住宅部分のみに関わっていることを証明していただきます。給湯器の場合は店舗・事業所等に給湯している場合は、補助対象外になります。太陽光、蓄電池は区別ができないため、補助対象外になります。</p>
<p>Q. 補助対象設備の壊れた部品のみを新品に交換するものも、補助対象になりますか？</p>	<p>A. 補助対象になりません。</p>
<p>Q. 申請者がインターネット等で機器を購入し、工事業者に取り付けてもらう場合も補助対象になりますか？</p>	<p>A. 補助対象になりません。 工事業者が新品の機器を調達し設置をする場合に限り補助対象になります。</p>

質問	回答
<p>Q. 対象工事が 1 種類の場合も申請できますか？</p>	<p>A. 申請できます。 1 申請あたりの実施工事の種別数に規定はありません。</p>
<p>Q. 申請者と業者どちらが書類を持って行けばいいですか？</p>	<p>A. どちらでもかまいません。 しっかり意思疎通を図りお持ちください。</p>
<p>Q. 申請時には、どのような写真が必要ですか？</p>	<p>A. 既存機器がある場合は撤去する前の状況写真を、新たに機器を設置する場合は設置予定箇所の現況写真を、添付してください。 詳しくは、「提出写真のよい例・悪い例」をご確認ください。</p>
<p>Q. もう工事をしてしまったのですが何とかなりませんか。</p>	<p>A. 必ず工事着工前に申請してください。許可を出す前に着工してしまったものについては対象にすることができません。</p>
<p>Q. 仕様書又はカタログの写しに補助要件がわかるページとありますが、無い場合はどうしたらいいですか？</p>	<p>A. 補助要件を示す書類がない場合は補助対象外になります。 書類がない場合や、あいまいな場合も、メーカーに問い合わせをし、補助要件を明確に示す書類を提出してください。オプションの商品も補助要件を明確に示す書類がなければ対象外です。</p>
<p>Q. クレジットカードで支払ったので領収書が出ないのですがどうしたらいいですか？</p>	<p>A. 要綱で定めている書類を提出できない場合は補助対象外になります。 飲食店等でクレジット払いをした際に、領収書が発行されるのと同様、通常は支払い方法に限らず、領収書は発行されます。従って、口座振り込みやカード払い等の場合も必ず領収書を発行し提出してください。</p>

2 窓・ドアの断熱改修

質問	回答
<p>Q. 窓のない場所に新たに窓を設置しますが、補助対象になりますか？</p>	<p>A. 補助対象になります。</p>
<p>Q. ドアの断熱改修では、引き戸も補助対象になりますか？</p>	<p>A. 補助要件に適合すれば、引き戸も補助対象です。</p>
<p>Q. 内法寸法とはどこの部分のことですか？</p>	<p>A. 窓・ドアの稼働する部分の外側から外側の寸法。(今回新たに取り付ける商品の寸法)納品書や出荷証明書に載ってくる寸法を記入してください。</p>
<p>Q. 窓ガラス交換の工事後の写真はどのようなものを提出すればいいですか？</p>	<p>A. 商品を取り換えた直後のシールが貼ってある状態のものを撮っていただくとわかりやすいです。窓ガラス交換の場合、写真の前後の見比べが難しいので、工夫して撮るようお願いいたします。</p>

3 LED照明器具の設置

質問	回答
<p>Q. LED 照明器具を家電量販店で購入した場合も、補助対象になりますか？</p>	<p>A. 工事業者が機器を調達し設置すれば、補助対象になります。 新品の機器であり、それを証明する書類(保証書、納品書等)があれば、機器の調達方法は問いません。</p>
<p>Q. LED 照明器具を設置します。実績報告時に提出する「電気工事を行ったことがわかる工事途中の写真」とはどのような写真ですか？</p>	<p>A. 電気工事とは、国家資格である電気工事士を所有した専門業者でないとできない作業を指します。全ての箇所ごとに、配線接続等の配線が見える写真を撮影し提出してください。 詳しくは、「提出写真のよい例・悪い例」をご確認ください。</p>

4 高効率給湯機等の設置

質問	回答
<p>Q. 既存の給湯器が故障してしまったため、早めに着工したいのですが、対応してもらえますか？</p>	<p>A. 給湯器の故障の場合は、申請書類提出の翌日に着工していただけるように対応します。 申請時にお申し出ください。 ただし、提出書類に不備がある場合は、書類提出の翌日に着工できないのでご注意ください。</p>
<p>Q. 「給湯器」の区分では、暖房専用ボイラーも補助対象になりますか？</p>	<p>A. 暖房専用ボイラーは補助対象外です。 ただし、給湯と暖房の両方の機能を持つ給湯器で、補助要件に適合すれば補助対象になります。</p>
<p>Q. 「給湯部分」の熱効率は要件に適合する機器ですが、「ふろ部分」の熱効率が要件に適合しません。補助対象外になりますか？</p>	<p>A. 補助対象です。 「給湯部分」の熱効率が補助要件に適合していれば、「ふろ部分」の熱効率は問いません。</p>
<p>Q. 給湯と暖房の機能を持つ機器について、「給湯部分」の熱効率は補助要件に適合しますが、「暖房部分」が適合しない機器は補助対象外ですか？</p>	<p>A. 補助対象です。 「給湯部分」の熱効率が補助要件に適合していれば、「暖房部分」の熱効率は問いません。</p>
<p>Q. 既存のエコキュートを取り外して、新品のエコキュートを設置します。その場合も補助対象になりますか？</p>	<p>A. 補助対象です。 機器取替え前の既存機器の機種等について、規定はありません。</p>

5 太陽光発電・定置型蓄電設備の設置（2つの区分の共通事項）

質 問	回 答
<p>Q. 申請年度内に経済産業省の設備認定が下りない場合は、補助対象外になりますか？</p>	<p>A. 太陽光発電設備の設置工事が完了していれば、補助対象です。 平成30年度から、実績報告時の「発電設備の連携のお知らせ（中部電力発行）」の提出は、不要になりました。</p>
<p>Q. 既存の太陽光発電設備や定置型蓄電設備を撤去して、新たな設備を設置する場合も補助対象になりますか？</p>	<p>A. 新たに設置する設備が補助要件に適合すれば、補助対象になります。 ただし、パワコンなど一部の部品の交換の場合は、補助対象外となります。ご注意ください。</p>
<p>Q. 【太陽光発電設備について】 モジュールを、住宅の屋根ではなく、敷地内のカーポートや車庫、倉庫などの屋根に設置する場合も補助対象になりますか？</p>	<p>A. 連系点が母屋であれば、母屋の屋根以外にモジュールを設置する場合も補助対象になります。</p>
<p>Q. 【太陽光発電設備について】 申請時に必要な、モジュールを設置する屋根面（機器等設置予定箇所）の写真が撮影できません。 どうすればよいですか？</p>	<p>A. 屋根面の写真撮影が困難な場合は、モジュールの割付図面で配置を確認します。</p>
<p>Q. 【太陽光発電設備について】 補助要件に最大出力が（既存と合わせて）10kw未満であることとありますが、モジュール（パネル）が10kw以上あるのですが、パワコンで出力を10kw未満に抑えた場合も、補助対象になりますか？</p>	<p>A. 補助対象になりません。 モジュール（パネル）自体の出力が10kw未満のものが対象になります。</p>